# 平成27年度 第1回盛岡市総合教育会議

日 時 平成27年5月14日 (木)

午後2時

場 所 本庁舎別館 4 階 403会議室

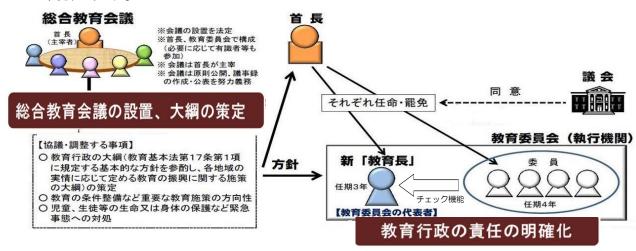
次 第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
  - (1) 市長あいさつ
  - (2) 教育委員長あいさつ
- 3 議 題
  - (1) 盛岡市総合教育会議運営要綱について
  - (2) 盛岡市教育大綱について
  - (3) その他
- 4 そ の 他
- 5 閉 会

# 総合教育会議の概要について

## 1 位置付け

- (1) すべての地方公共団体において設けられた。
  - ※法定設置(条例又は規則で総合教育会議の設置を定める必要はない。)
- (2) 首長と教育委員会という執行機関同士の協議・調整の場
  - ※決定機関でない。
  - ※地方自治法に基づく附属機関には当たらない。
- (3) 会議において調整がついた事項について、市長と教育委員会は、それぞれ尊重義務を負う。



# 2 運営等について

区分	地教行法(第1条の4)で規定している主な内容
協議・調整事項	・教育に関する「大綱」の策定及び変更
	・教育を行うための諸条件の整備など重点的に講ずべき施策
	・児童、生徒等の生命又は身体の保護など緊急事態への措置など
構成員	市長及び教育委員会
招集	市長が招集
招集の要求	教育委員会は、総合教育会議の招集を求めることができる。
意見聴取	関係者又は学識経験者から意見を聴くことができる。
会議の公開	原則、公開とする。
	※個人の秘密保持の必要、会議の公正を害される恐れがあると認
	めるとき、公益上必要があるときは非公開とすることができる。
議事録	会議終了後、遅滞なく、議事録を作成し、公表する。
	※努力義務
会議で定める事項	上記以外で運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

# 【参考条文】地方教育行政の組織及び運営に関する法律(第1条の4)

#### (総合教育会議)

- 第一条の四 <u>地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての</u> 協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会 議を設けるものとする。
  - 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育,学術及び文化の振 興を図るため重点的に講ずべき施策
  - 二 児童,生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ,又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。
  - 一 地方公共団体の長
  - 二 教育委員会
- 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
- 4 <u>教育委員会は</u>, その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは, 地方公共団体の長に対し,協議すべき具体的事項を示して,<u>総合教育会議の招集を求める</u>ことができる。
- 5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、<u>関係者又</u> は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
- 6 <u>総合教育会議は、公開する</u>。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、 又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めると きは、この限りでない。
- 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
- 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該<u>構成員</u> は、その調整の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、**総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が 定める**。

#### 盛岡市総合教育会議運営要綱(案)

(平成27年5月●日総合教育会議決定)

(趣旨)

第1 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第 162号)第1条の 4第9項の規定に基づき、盛岡市総合教育会議(以下「会議」という。)の運営に関し必要な事 項を定めるものとする。

(会議)

第2 市長は、会務を総理し、会議の議長となる。

(会議の傍聴)

- 第3 会議を傍聴しようとする者は、市長に申し出なければならない。
- 2 会議の傍聴については、盛岡市教育委員会傍聴人規則(昭和42年教育委員会規則第2号)の定 めるところによる。

(議事録)

- 第4 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。
- 2 前項の公表は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第6項ただし書の規定に 基づき会議を公開しないこととした間の審議に係る部分については、適用しない。
- 3 議事録に記載する事項は、おおむね次のとおりとする。
  - (1) 出席者の氏名
  - (2) 説明等のため出席した者の氏名
  - (3) 議題及び議事の大要
  - (4) その他市長又は会議において必要と認めた事項

(庶務)

第5 会議の庶務は、教育委員会事務局総務課において処理する。

(実施期日)

第6 この要綱は、平成27年5月●日から実施する。

# 大綱の概要について

# 1 趣旨

首長に大綱の策定を義務付けることにより、地域住民の意向のより一層の反映と 地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図 る。

# 2 位置付け

教育,学術及び文化の振興に関する総合的な施策

#### 3 大綱の概要について

区分	地教行法等で規定している主な内容
策定	<u>市長が策定</u> する。
参考とする事項	国の「教育振興基本計画」の基本的な方針を参考にする。
記載する事項	予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限に係る事項につ
	いての目標や根本となる方針
	※地方公共団体の教育振興基本計画を大綱に代える場合は、別
	<u>途、大綱を作成する必要はない</u> 。
協議・調整	・策定(変更)するときは、総合教育会議で協議する。
	※市長と教育委員会が十分に協議・調整した上で大綱に記載
公表	策定後に遅滞なく公表する。
法律上の効果	市長と教育委員会のそれぞれが尊重義務を負う。
	※目標を達成できなかった場合、尊重義務違反にはならない。
対象期間	4~5年程度

# 【参考条文】地方教育行政の組織及び運営に関する法律(第1条の3)

(大綱の策定等)

- 第一条の三 <u>地方公共団体の長は</u>,教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を 参酌し、その地域の実情に応じ、当該<u>地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関す</u> る総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、<u>大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議する</u>ものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、<u>遅滞なく、これを公</u> <u>表</u>しなければならない。
- 4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。